

3. 建築施工管理に関する実務経験の基準日について

(1) 基準日の設定

- ・基準日は試験日の前日とし、基準日まで実務経験を算定できます。

(2) 実務経験記入上の注意

- ・実務経験は7月末までのものを優先して記入してください。それで実務経験が不足する場合に限り8月以降試験日の前日までに予定される実務経験を記入してください。
- ・ただし、予定される実務経験は、本検定申込時点の勤務先で引き続き従事するものに限りです。

(3) 予定していた実務経験の変更の申告

- ・8月以降試験日の前日までに予定の実務が積めず、受検資格が満たせない場合は、本財団へ電話等で試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。なお、実際に実務経験が得られなかった者が修正の自己申告を行わなかった場合は、建設業法施行令第27条の9により不正行為として扱われることがありますのでご注意ください。
- ・予定の実務が積めなかったため、受検資格が得られなかった場合は、試験日前に申請があった場合に限り手数料差し引きのうえ、受験料を返金します。

4. 技術検定実務経験証明書の証明印について (B 票)

技術検定実務経験証明者欄は、勤務先の代表者等の署名・押印(公印)が必ず必要です。

証明者は、実務経験証明書に記載された内容を確認のうえ、証明を行ってください。

虚偽申請の場合には、受験停止等の措置が行われます。この場合、受験料も返還いたしません。

注1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。

注2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

(証明を受けられない場合は、本財団試験研修本部までお問合わせください。)

(1) 民間企業に勤務している方 (株式会社等)

① 原則、会社の代表取締役の証明です。役職印と会社印の二つが必要です。

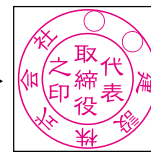
ただし、役職印と会社印を兼ねている印の場合は、一つで結構です。

(記載した会社名及び役職名が押印する公印と異なる場合は、確認のため印鑑証明書(写)を提出してください。)



② 代表取締役に代わる証明者は、人事権を持つ上司の方に限ります。

(副社長、専務取締役、人事部長等で役職印をお持ちの方)

③ 証明印としては、私印(認印等)は不可です。



証明例

証明者	会社又は事業所名	〇〇建設株式会社	
	所在地	東京都〇〇区平和島5-6-4	
	役職名	代表取締役社長	
	氏名	〇〇〇〇	


(2) 民間組織で法人化(株式会社等)されていないところに勤めている方

① 原則は、(1)のとおりです。

② 役職印がない場合は経営者の実印を押印してください。

会社印のない場合は「会社印なし」と空欄に赤で明記してください。

証明例

証明者	会社又は事業所名	〇〇工務店	「会社印なし」
	所在地	東京都〇〇区虎の門4-2-12	
	役職名	代表者	
	氏名	〇〇〇〇	

(3) 公共機関に勤めている方

証明印は、市長等の公印または所属長など人事経歴を証明できる権限を持っている方の役職印を押印してください。(私印は不可)

(4) 受験申込者自身が代表者(経営者)である場合

- ①原則は、(1)と(2)のとおりです。
- ②証明者欄は、代表者名(受験申込者名)を記入し、証明者との関係欄は、「本人」と記入してください。
- ③受験申込者自身が代表者[経営者]であることの証として、名称及び代表者の氏名等が確認できる「**建設業許可通知書**」のコピーを添付書類として付け加えてください。なお、建設業の許可を受けていない場合には、代わりとして「**工事請負契約書**」(代表者の氏名及び工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください(最近に請け負った工事1件のもの)。

※上記③の添付書類を提出する場合であっても、**B**票の作成は必要です。

5. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部) 在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高等学校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

6. 日本国外における実務経験について

建築施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験は、これまで日本国内で実施された建築工事を対象としておりましたが、日本国外で実施された建築工事の実務経験につきましても、認められることとなりました。

日本国外で実施された建築工事の実務経験については、受験申込を行う前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付を受けることで受検資格を満たすものとすることができます。

【注意点】

- ①日本国内の実務経験だけで受検資格を満たせる方は、この認定手続きは不要です。
- ②申請内容にもよりますが、審査には相当期間を要する場合がありますので、余裕を持って手続きしてください。
- ③審査の結果、受検資格が認められないことがあります。

■必要書類・申請様式などは国土交通省ホームページを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

■認定を受けるための手続き方法など詳細については、

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111 (内線:24744)

までお問い合わせください。